

議案第 41 号 令和 5 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議

4 月に開催した第 2 回臨時会議では、「PFI アドバイザリー業務委託料」の執行に関し、事務推進上の手続きの不備を指摘したにもかかわらず、この度の議案第 41 号 小松島市一般会計補正予算（第 2 号）中のゲートボール場整備工事費については、これまでの経緯も含め、何度も説明が変遷し、しかも具体的な積算根拠も示すことができず、大きな疑念を抱かせることとなった。

事業推進に当たっては、計画段階の十分な準備と現場の確実な調査を行うべきであるにもかかわらず、そうした徹底が見受けられない。このようなことについては誠に遺憾である。

このような事業は今回であれば教育委員会が責任を持って事業を推進すべきであるが、マンパワーや知識経験の不足から事務執行の不備が見受けられた。こうした場合、事業課との連携が不可欠であるが、その仕組みが確立されておらず、曖昧なまま事業を実施していることが、責任の所在の曖昧さや説明責任が果たせないことにつながっている。

今後は教育委員会の体制強化、もしくは、主管課と事業課との連携の仕組みをしっかりと構築し、確実に事業を推進できる体制を整備すべきである。

こうしたことに留意して、今後二度とこのようなことがないよう、厳に事務執行の適正化を求めるものである。